

# 建築課からのお知らせ

## 確認申請審査期間の変更(延長)について

平成 28 年 4 月より、確認審査期間の変更を行います。これまで、建築主事の審査期間の開始は確認申請の受付を行った日、終期は確認済証交付等の処分を行った日としていましたが、日本建築行政会議の確認審査等に関する指針の改正により確認審査期間を変更することとしました。

内容としては、「建築主事の審査期間は、始期について建築基準法に特段の定めがないため、民法第 140 条に準じて確認申請書を受理した翌日から起算し、終期は確認済証交付等の処分を行った日である。法第 6 条第 4 項に定める審査期間には、休日・祝日を含むが、期間の末日が地方公共団体で定める休日に当たるときは、休日の翌日が期限となる(地方自治法第 4 条の 2)。」となっており、当市においてもその指針に準拠することといたしましたのでご理解をお願いします。

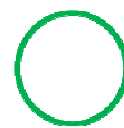


また、加賀市受付分の南加賀土木総合事務所審査物件につきましても同様の扱いとなります。

### 確認申請書提出から確認済証交付までの流れ(例)

4 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

#### 凡例

-  確認申請書提出日
-  審査開始日(7 日間の起算日)
-  確認済証交付日

※休日は全て赤字で記載してあります

1 日(金)に申請書提出 翌日、翌々日が休日のため、4 日(月)が審査始期。そして、審査終期である 7 日後の 10 日が休日のため、翌日 11 日(月)が確認済証交付日となります。